

## 経済文教常任委員会記録

令和4年9月12日（月）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時16分

### ○出席委員（5名）

5番 坂本 崇 委員      8番 石山 敬 委員      10番 千葉 浩規 委員  
12番 外崎 勝康 委員      16番 今泉 昌一 委員

### ○欠席委員（1名）

7番 福士 文敏 委員

### ○出席理事者（2名）

商工部長 西谷 慎吾      産業育成課長 太田 尚亨

### ○出席事務局職員（2名）

次長補佐 高屋 憲 書 記 外崎 容史

---

【午前10時00分 開会】

○委員長（今泉昌一委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は5名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

---

議案第103号 弘前市地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（今泉昌一委員） 議案第103号弘前市地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。商工部長。

○商工部長（西谷慎吾） 議案第103号弘前市地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の特別措置の対象となる施設の設置期限を延長するため、所要の改正をしようとするものでご

ございます。

次に、本条例の根拠法であります。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法の概要について御説明いたしますので、お手元の配付資料1の1枚目を御覧願います。

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進することを目的としておりまして、市町村・都道府県が作成した基本計画に基づき、事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県知事から承認された場合に、国や自治体などから様々な支援措置が受けられる仕組みとなっております。

当市におきましては、青森県と共同で基本計画である弘前地域ライフ関連産業投資促進基本計画を作成し、平成29年9月29日に国の同意を受けております。

続きまして、お手元の配付資料1の2枚目を御覧願います。

地域未来投資促進法に基づく各種支援内容及び本条例の制度概要について御説明いたします。

支援内容につきましては、事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県の承認を得ることで、税制による支援措置、規制の特例措置等、金融による支援措置、予算による支援措置など、様々な支援措置を受けることができます。当市も本条例により、承認地域経済牽引事業計画に従って行う事業のための施設のうち、一定の要件を満たした固定資産に対しまして、3年間の課税免除の支援措置を講じているところでございます。

今回の条例の一部改正につきましては、地域未来投資促進法の一部改正により、固定資産税の課税免除となる対象施設の設置期限の延長を行おうとするものでございます。

以上が本議案の内容でございます。御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○10番（千葉浩規委員） それではまず、今回のこの条例のこれまでの実績について答弁をお願いいたします。

○産業育成課長（太田尚亨） まず、本条例の活用実績でございますけれども、固定資産税の課税免除の実績は、条例の根拠法が企業立地促進法から地域未来投資促進法に変更され、名称変更がされた平成29年12月以降ということでの実績ですが、まず令和2年度は1件で97万2300円、令和3年度は1件で129万8400円、令和4年度は1件で127万5900円となっております、合計で3件、354万6600円となっております。

○10番（千葉浩規委員） 3年間で3件ということだったのですが、活用した企業数はいかにほどなのか答弁をお願いします。

○産業育成課長（太田尚亨） 3年間で3件ということなのですが、活用した企業自体は同じ企業1社ということでございます。

○10番（千葉浩規委員） 今回の対象施設の設置期間が令和4年9月28日から令和5年3月31日と、6か月だけ延長されたということなのですが、このような小出しの延長では、企業のほうとしても大変利用しづらいのではないのかなというふうに思うわけです。来年の3月31日以降はどのような対応になるのか答弁をお願いします。

○産業育成課長（太田尚亨） 今回の改正となる条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法に基づく条例でございます、現在のところ、この根拠法であります地域未来投資促進法が、この対象施設の設置期間という

ところにつきまして、今後どのように改正されるのかというのが、実はまだ明確になっていないという状況にあります。ですので、我々としましては、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○5番（坂本 崇委員） 確認なのですけれども、今回の議案第103号の説明文のところに、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、103号の説明文のほうには26条となっているのですが、配付資料のほうは25条となっているのですけれども、これは違うものなのでしたか。それとも……（「すみません、どちらの、どの資料になりますか。配付資料」と呼ぶ者あり）配付資料のほうの改正理由が法律第25条となっているのですね。

○産業育成課長（太田尚亨） 大変失礼いたしました。この最初のところの改正理由のところ、こちらは26条の間違いでございました。大変失礼いたしました……（「26条が本当か」と呼ぶ者あり）26条です。

○委員長（今泉昌一委員） 26条が本当ということ。（「はい、26条でございます」と呼ぶ者あり）

○12番（外崎勝康委員） ちょっと教えていただきたいのですけれども、今回の支援措置として、県税・国税ということなのですが、今回1件対象になったところの、そこをもうちょっと詳しく、何がどういうふうな形でどういう優遇がされたのかというのをちょっと教えていただけますか。

○産業育成課長（太田尚亨） こちら、固定資産税の特別措置ということになっていきますので、ちょっと企業名とかは詳しくお出しできないのですけれども、こちら固定資産税ということで、施設の整備に関して固定資産税が3年間免除という形になったものでございます。

○12番（外崎勝康委員） その国税というのに関して、これがどういった場合に、何か両方関わっていくのかなどの思いがあって、その辺の関係性とか振り分けとか、その辺をもうちょっと分かりやすく、よく分かっていないので、ごめんなさい、その辺を教えていただきたいということとですね。

せっかくなのでもう一つちょっとお聞きしますけれども……それでいいや、それでいいです、それだけでいいです。

○産業育成課長（太田尚亨） まず、法のそれぞれの支援措置、国・県・市の支援措置の関係だと思うのですけれども、まず、国に関しましての税制ということでは、初年度の法人税等の負担を軽減するという形に国税ではなっております。

県におきましては、不動産取得税及び大規模な償却資産における固定資産税の課税免除が3年間受けられると。

市におきましては、市税であります固定資産税の課税免除を3年間受けられるというすみ分けとなっております。

○12番（外崎勝康委員） 今回、1社だけということなのですが、それに関して市としてどういうふうな感想、総括をしているのかお聞きしたいと思います。

○産業育成課長（太田尚亨） 税制と、固定資産税の免除ということで1件ということになってございますけれども、当市のほうの計画に県のほうで承認を受けた事業者が5件ということになってございます。その5件の中で、固定資産税の減免ということで1件ということになっておりますけれども、市の補助金とかそういったものの活用とかがされております。

我々としまして、今のところは令和5年3月までということになってはいますが、今後の国の動向も踏まえながら、企業のほうに今後どんどん活用していただきたいと、PRしてい

きたいと考えております。

○商工部長（西谷慎吾） ちょっと補足いたします。

先ほど課長が申し上げましたとおり、事業計画をつくっているのが5社あるということではあるのですが、あくまでこの固定資産税の免除ということになると設備投資といった施設に投資しないといけないということがありますので、それをできるところがなかなか、そこまで行っているところがないということでもありますので、市といたしましても、事業者の投資の状況とかを確認しながら、でき得るものであれば、様々投資いただいて事業を拡張していただくというところがあればよろしいのですけれども、その辺につきましては事業者と話をしながらまた進めてまいりたいと考えております。

○12番（外崎勝康委員） やはり産業の未来をつくるというのは、やっぱり設備投資というのが大きな要因だと思うのですよね。そういう意味では、やっぱりその設備投資ができる弘前市の様々なエリア・場所があると思うのです。だから、そういうようなところで積極的に設備投資できるようなそういうシステムなり体制なりをつくっていかなければ、やっぱりスマートシティにしてもエスコにしても、そういうことを考えていった場合に、やっぱり設備投資をちゃんとやってその中で税収を、逆に免除するけれども新たな税収が弘前に入るシステムをつくっていくためのこの今回の支援措置だと思うのですよね。ですから、その支援措置の意味をしっかりと理解していると思いますけれども、活用して、行政として地域の経済の発展のためにしっかりとしたものを、継続的なものをしっかりと築いていただきたいなというふうに思います。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時16分 散会】